

令和2年10月16日改訂

令和2年8月 5日改訂

令和2年6月11日作成

## 秩父公園音楽堂、野外ステージにおける新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドライン

### 1 基本的事項

#### (1) 利用定員等

- ・ イベント参加（観客）人数（利用定員）については、埼玉県が別に示す基準に準じるものとする。

#### (2) 人と人との距離の確保

- ・ 座席以外の参加者が自由に移動できるエリアにおいては、できる限り人と人との間隔（最低1m、できるだけ2mを目安）が適切に取れるような工夫を実施していくものとする。

ただし、本施設の対策における人と人との間隔を確保する際の離隔については、障害者や高齢者等の支援が必要な方に対する誘導や介助を行う場合は適用しない。

#### (3) 施設の消毒の実施

- ・ 出演者が使用する機器（マイク等）及び不特定多数の参加者（観客）が頻繁に触れる「高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり等）」について、開演（利用）前後に消毒を実施する。

#### (4) 頻繁な換気の実施

- ・ 屋内の施設は、常時（又は公演（利用）の前後及び休憩などの時間を利用して定期的に）換気を実施する。

#### (5) 利用者への注意喚起、協力要請及び情報提供

- ・ 「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避、マスクの着用、体調不良時の来場自粛など、感染拡大予防のために利用者にお願いする注意事項、主催者が実施する感染防止対策及び感染防止措置に万全を確保できる参加人数について、ホームページ等へ掲載することにより、施利用者への周知を十分図り、感染予防対策への理解と協力を促す。

#### (6) その他

- ・ イベント前後での密集回避のため、会場への交通機関の分散利用について、主催者に対しては適切な対策を求めるとともに、イベント参加者に対しては注意を促す。

### 2 会場入口

- ・ 参加者（観客）のマスク着用状況を確認し、参加者がマスクを持参していない場合には主催者側でマスクを配布又は販売し、マスクの着用を担保する。
- ・ 参加者（観客）の当日の体温について、会場入口での検温（サーモメーターでの測定）を実施する。

令和2年10月16日改訂

令和2年8月 5日改訂

令和2年6月11日作成

- ・ 接触確認アプリ（COCOA）や埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコードを入口に掲示しダウンロードを促す。
- ・ 入口付近には、手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・ 参加者（観客）が距離をあけて並べるよう目印を表示し、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す、時間差入退場とする等、人が密集しないよう工夫する。
- ・ 参加者（観客）による入待ち、出待ちが発生しないよう必要な措置を講ずる。

### 3 チケット窓口

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 参加者（観客）が距離をあけて並べるよう目印を表示し、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・ 接触防止のため、窓口での現金の受け渡しには「コイントレー」を使用する。
- ・ 接触防止のため、入場時のチケットもぎりの際には、以下のような工夫をする。  
(例) ① 従業者が、マスクや手袋を着用して、もぎりをする。  
② 来場者が、自分でチケットの半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認する。  
③ その他の非接触方式による確認方法の導入
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避け、「据え置き方式」とする。
- ・ 有症状者の来場制限をした場合の払い戻し措置等の取扱いについて事前に利用者に対して周知し、当日のトラブルを避ける。

### 4 ロビー、休憩スペース

- ・ 公演前後及び休憩中に、参加者（観客）が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。
- ・ 演者等と参加者（観客）が公演前後及び休憩時間等に接触しないよう措置を講ずる。
- ・ 対面での飲食や会話を回避する措置又は表示をする。
- ・ 扉を開放し、常時換気を行う（屋内施設）。
- ・ 利用前後に、テーブル、椅子等の物品の消毒を行う。

令和2年10月16日改訂

令和2年8月 5日改訂

令和2年6月11日作成

## 5 客席、ステージ

- ・ 飛沫感染防止のため、座席の前例2列の使用を禁止する。
- ・ 座席は原則として指定席とする。
- ・ 過去の公演実績等から判断して、大声での歓声、声援等が想定されるイベントにおいては、異なるグループ又個人間では一席（立席の場合は1m）は空ける。ただし、同一グループでも、5名を超える場合は、隣席との間隔を一席立席の場合は1m）は空ける。
- ・ 出演者と参加者（観客）が接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。
- ・ 大声を出す参加者（観客）がいた場合、個別に注意、対応ができるよう人員を配置する。
- ・ 会場内の飲食は、原則として禁止する。

## 6 楽屋、稽古スペース等

- ・ 常時換気を行う。
- ・ 利用前後に、テーブル、椅子等の物品の消毒を行う。
- ・ 人と人との間隔（最低1m）を適切にとれない場合は、会場定員を踏まえ、参加者（観客）が密にならない様に入場制限等を実施する。

## 7 楽屋、控室

- ・ 常時換気する。
- ・ 利用前後に、テーブル、椅子等の物品の消毒を行う。

## 8 トイレ

- ・ 不特定多数の参加者（観客）が接触する場所は、こまめに消毒する。
- ・ 手洗い石鹼を配置する。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 手洗い啓発チラシ、ポスターを掲示する。
- ・ 利用者に「マイハンカチ、タオル」の持参を求める。
- ・ 休憩時間を設ける催しについては密集が発生しないよう余裕をもった休憩時間を設定する。

令和2年10月16日改訂

令和2年8月 5日改訂

令和2年6月11日作成

- トイレの混雑が予想される場合、参加者（観客）が距離をあけて並べるよう目印を表示し、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。

## 9 ショップ等

- 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- 接触防止のため、窓口での現金の受け渡しには「コイントレー」を使用する。
- 混雑が予想される場合、参加者（観客）が距離をあけて並べるよう目印を表示し、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。又は、入場制限を実施する。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

## 10 清掃・ゴミの廃棄

- 参加者（観客）にゴミの持ち帰りを促す。
- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- 作業を終えた後は、手洗いを行う。

## 11 参加者（観客）への事前周知事項

### （1）来場制限

- 次の事項に該当する場合は、来場を控えるようあらかじめ周知する。
- なお、来場制限をした場合のチケット代金の払い戻し措置等の取扱いについては、事前に利用者に対して周知しておく。

### （当日）

- 来場前に自宅等での検温を実施し、平熱を超える発熱がある。
- 咳、のどの痛みなどかぜ症状がある。

### （2）週間前まで

- 平熱を超える発熱がある（37.5度以上又は平熱比1度超過）
- 咳、のどの痛み等の風邪の症状がある
- だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある
- 嗅覚や味覚の異常がある
- 体が重く感じる、疲れやすい等

令和2年10月16日改訂

令和2年8月 5日改訂

令和2年6月11日作成

- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある。

#### (2) その他の遵守事項

- ・ マスクを持参し、着用すること。
- ・ 咳エチケットの励行
- ・ こまめな手洗い・手指の消毒の実施
- ・ できる限り、他の来場者との間隔をあけること。
- ・ 場内における会話は抑制し、大きな声で会話をしたり、声援をしないこと。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控える。
- ・ 閉演後は、出来るだけ速やかに退出すること。
- ・ 開演前、閉演後においても、入待ち・出待ちは控えること。密集、密接を避け、会話時にはマスクを着用すること。
- ・ イベント（公演）参加後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに公園管理事務所まで連絡すること。
- ・ その他、感染予防のために必要な措置について、管理事務所職員の指示に従うこと。
- ・ 利用の際に主催者が取得した氏名、連絡先等の個人情報は、感染拡大防止のため保健所等の公的機関へ情報提供することがあり得ること。

## 12 職員、従事者、イベント関係者に要請する感染予防策

- ・ マスクを着用すること（出演者が歌を歌うときなど、表現上困難である場合は除く。）。
- ・ 咳エチケットの励行
- ・ こまめな手洗い・手指の消毒の実施
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 出勤（来園）前に自宅等での検温を励行し、平熱を超える発熱、咳、のどの痛みなどかぜ症状のある場合には出勤（来園）を控える。
- ・ 2週間前までに、下記の症状等に該当する場合も、出勤（来園）を控える。
- ・ 平熱を超える発熱がある（37.5度以上又は平熱比1度超過）
- ・ 咳、のどの痛み等の風邪の症状がある

令和2年10月16日改訂

令和2年8月 5日改訂

令和2年6月11日作成

- ・ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・ 嗅覚や味覚の異常がある
- ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある。

## 13 クラスター発生対策

- ・ 参加者（観客）、従事者、イベント関係者の氏名及び緊急連絡先について、一覧表を作成するなどして、把握しておく。
- ・ 取得した個人情報は、感染拡大防止対策のため、保健所等の公的機関からの要請に基づき提供する（参加者（観客）、従事者、イベント関係者に対しては、事前に周知し同意を得ておく。）。
- ・ 参加者（観客）、従事者、イベント関係者に対して、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、埼玉県LINEコロナお知らせシステムのインストールを案内し、要請する。
- ・ 公演当日、会場内に感染者がいたことが判明した場合は、参加者（観客）、従事者、イベント関係者に対して速やかに告知する。

## 14 利用許可により施設を利用する場合の措置

- ・ 申請者に対し、施設管理者（指定管理者）が求める上記の感染拡大予防対策の内容について、あらかじめ十分に説明する。
- ・ イベントの実施に先立ち、利用申請、協議の段階で、上記1～13の対策のうち、施設管理者（指定管理者）が行うべき事項と申請者（イベント主催者）が行うべき事項の役割分担について、あらかじめ明確にしておく。
- ・ 申請にあたっては、申請者が行うこととされた感染予防対策の実施に関する書類の提出を求め、許可の際は、当該対策の実施を利用許可の条件として附すものとする。
- ・ 利用許可による施設利用の中止に伴う利用料金の還付の条件については、あらかじめ明確にしておく。